

全国市長会の動き

7月20日～8月19日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>



森・鹿児島市長(左)、林・横浜市長(右)

#1 民主党・地域主権調査会総会に 森・鹿児島市長及び林・横浜市長が出席し、 市町村向け補助金の一括交付金化と 出先機関改革について意見陳述

7月29日、民主党・地域主権調査会総会(会長・武正公一衆議院議員)が行われ、本会からは、都市財政基盤確立小委員会委員長の森・鹿児島市長及び林・横浜市長が出席し、市町村向け補助金の一括交付金化と出先機関改革について意見陳述を行った。

森・鹿児島市長は、都市財政基盤確立小委員会等の関係市長を対象に行った意向調査結果を踏まえ、①投資補助金(市町村分)に係る一括交付金の平成24年度からの導入については、多くの市長が、「先行する都道府県の運用状況等をしつかり見極め、必要な見直しを行うべき」「東日本大震災の被害の甚大性・広域性に配慮して検討すべき」「市町村においては、主に投資事業において、年度間の事業費の変動が大きいことから慎重な対応が必要であること」等の理由から、平成24年度導入にこだわることなく、国と地方の協議の場で十分な協議を行い、その合意形成を図ることを優先させるべきであること、②平成24年度から導入が予定されている経常補助金の一括交付金化について

は、生活保護などの全国画一的な現金給付事業は地方の自由裁量がないこと、全国的な仕組みが統一されている高齢者医療保険、国民健康保険等については、広域化に向けての制度の見直しが必要であること、障害者給付等の社会的弱者等に対する具体的なサービス事業についても一括交付金化を是とする意見は少数であり、慎重な対応が必要であること、③また、平成24年度以降の一括交付金化のあり方については、都道府県の執行状況や東日本大震災の対応状況等を踏まえつつ、その存続の是非を含め検討すべきとする意見が多数であったこと等を発言するとともに、決議及び重点提言を踏まえ、平成24年度から市町村分補助金等に一括交付金化を導入する場合には、その制度設計に当たっては、現行の補助金等総額を十分に確保し、各自治体の事業執行に支障が生じることのないようにすべき等の意見を述べた。

また、東日本大震災の復興方針に盛り込まれる予定の「自由度の高い交付金」については、この補助金等の一括交付金とは切り離し、別枠で確保するよう強く要請した。

林・横浜市長は、指定都市市長会として「出先機関改革について」を提出するとともに、

①地域主権戦略大綱では原則廃止が明記されているが、改革の現状は極めて不十分な状況であり、国において、原則廃止を現実のものとするため、財源と人員の取扱いを含む具体的な工程を明らかにすること、②国防、司法など真に国が担わなければならないものを除き、出先機関の事務・権限のうち、特にハローワーク(職業安定・雇用保険等)、直轄道路(高規格幹線道路除く)の整備・管理など、指定都市区域内のものは指定都市に一元的に直接移譲すること。

また、地域主権改革について、①住民が

より良い行政サービスを受けるためには、住民の声を身近に聞くことができる基礎自治体が包括的に行政サービスを担うことが必要であること、②指定都市は基礎自治体であり、かつ、道府県に比肩する行政能力を有し、広域的課題にも対応しつつ、圏域の成長エンジンの役割を担ってきたこと、③現行の指定都市制度を抜本的に見直し、大都市の市域においては、広域自治体・基礎自治体という従来の二層制の自治構造を廃止し、大都市が、現行制度で国や道府県の事務・権限とされているものも含め、地方が行うべき事務・権限の全てを一元的に担う大都市制度「特別自治市」の創設を求めていること等の発言を行った。

「行政部、財政部」

#2 「人材調整準備会合」に、石垣・新見市長 並びに阿部・川崎市長が出席

8月3日、第1回の政府の「人材調整準備会合(座長・北川正恭・早稲田大学大学院教授)」が開催され、本会からは、委員として、石垣・新見市長(行政委員会委員長)並びに阿部・川崎市長が出席した。

石垣・新見市長からは、①現在、検討が行われている出先機関改革については、事

務、権限の移譲先に、政令市を除く一般市はほとんど想定されていないと理解していること、②人員移管等の検討に当たっては、まず国において徹底的に組織・事務のスリム化を行った上で、地方が必要とする人員について、地方が主体的に選考する方向で検討すること、③本会が6月8日の全国市長会議で取りまとめた提言において、国の出先機関の検討に当たっては、広域的な災害対策等を十分議論するよう求めていること、④直轄道路、直轄河川の都道府県等の移譲については、的確な財政措置等移譲後も移譲前と同水準の整備管理ができる仕組みを構築するとともに、個々の協議に当たっては、移譲後の管理水準も含め、関係市と十分協議を行うようこれまで求めてきたところであり、人員移管については、広域的な災害対策や管理水準等が適切に確保されるよう、関係市長の意見を聴くこと等の意見を述べた。

また、阿部・川崎市長は、政令指定都市の立場から、①人員移管は、国の出先機関の原則廃止を現実のものにするという前提であるので、財源・人員の取扱いを含め具体的な工程を明らかにすること、②現在、地方自治体では定数の削減を徹底して行っているため、国においても出先機関の定数

の削減・見直し、事務事業の合理化・効率化を進めながら人員移管をすること、③「権限と職員はワンセット」との安易なルールで人員の移管を行うのではなく、国も地方も合意できるルールに基づき移管をすること、④移管に当たって必要な財源については税源移譲により措置すること、⑤この会合での議論が、国と地方の両方に合意のできる人材の地方移管を、今後とも円滑に進めさせるための枠組み或いはルールの構築に繋がっていくことを期待すること等の意見を述べた。

【行政部】

【子どもに対する手当の制度のあり方について】の三党合意を受け、

#3 森会長はじめ地方六団体会長が共同声明を発表

8月5日、「子どもに対する手当の制度のあり方について」民主党、自由民主党、公明党において合意がなされたことを受けて、森会長はじめ地方六団体の会長は、「子どもに対する手当に関する共同声明」を発表した。声明では、三党合意に基づく今後の手当のあり方の見直しについては、国は地方に対し説明責任を果たすとともに、その具体

的な内容と道筋を明確にすることが的確かつ円滑な支給事務を行う上で不可欠であることから、法定化された国と地方の協議の場を早急に開催し、地方との協議を行うよう強く求めた。

【企画調整室】

法制化された「国と地方の協議の場」

#4 (第1回臨時会合)を開催し、森会長が出席

8月12日、法制化された「国と地方の協議の場」(第1回臨時会合)が開催され、本会を代表して会長が出席した。冒頭、菅総理大臣は、子ども手当について、新たな制度の導入・変更などで地方の皆さんにご迷惑をかけたこととお詫びする。子ども手当の実務を担っているのは地方自治体であり、三党合意にも盛り込んだように、今後のあり方について、協議の場で地方の皆さんと十分協議したいと発言をした。政府側からは、三党合意について、①これは野党の協力を得て、国民や自治体に迷惑をかけないよう、10月からの23年度後半は、自治体の事務負担等を考えて所得制限のない子ども手当を特別措置法でつなぐとともに、24年度からは安定的・恒久的な制

が決定された。

【企画調整室】

「社会保障と税の一体改革に係る検討ワーキンググループ」の

#5 第1回会合に倉田・池田市長が出席

8月12日、地方六団体の「社会保障と税の一体改革に係る検討ワーキンググループ」の第1回会合が開催され、本会から倉田・池田市長が出席した。同ワーキンググループは、社会保障と税の一体改革に関して、国と地方の協議の場において、地方単独事業の取扱い等について主張を行っていくため、地方六団体の地方自治確立対策協議会に設置されたもので、学識経験者により構成されている。当日は、自治体国際化協会の木村理事長を座長に選任した後、社会保障と税の一体改革の経緯及び論点等について、意見交換を行った。

【社会文教部】

自治体が保護認定を行うことに無理が生じてきており、例えば、認定業務は広域自治体が行い、給付事務や就労支援等は基礎自治体が行うなど、認定と給付の切り分け等の見直しが必要であること、③年金については、国が一括して行っているが、加入率や徴収率の落ち込みを鑑み、分権改革の流れの中で改めて基礎自治体に事務を戻すことも考慮すべきであること、④障害者施策については、障害の認定は基礎自治体から切り離し、都道府県等の広域的な機関で行い、実際のサービス給付は基礎自治体が行うなど視点を変える必要があること、さらに、⑤今回の国と地方の協議の場やその分科会においては、きちんと地方から意見を発信していかなければ、地方の思いとは違った結論になりかねず、そのためにも地方六団体としての心合わせが大事であること等の発言を行った。



意見交換をする森会長(右側 前から2番目)

倉田・池田市長からは、改めて社会保障における国と地方の役割分担を見直すべきであること、②生活保護については、基礎



倉田・池田市長